

お知らせ

2021年1月28日
東北電力株式会社

女川原子力発電所1号機における 「廃止措置計画変更認可申請」の補正に係る事前協議申し入れについて

当社は、女川原子力発電所1号機の廃止措置計画変更認可申請^{※1}に関する補正書を原子力規制委員会へ提出することとし、補正書の提出にあたり、「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書（安全協定）」第12条^{※2}に基づき、本日、宮城県ならびに女川町、石巻市へ事前協議の申し入れを行いました。

今回の補正は、他社の廃止措置計画に関する審査会合における、原子力規制委員会からの指摘事項を踏まえ、女川原子力発電所1号機の廃止措置対象施設として、「使用済燃料輸送容器」を追加するものです。

なお、原子力規制委員会への廃止措置計画変更認可申請の補正書の提出は、1月29日に行う予定としております。

当社といたしましては、引き続き、原子力規制委員会の審査に適切に対応していくとともに、安全確保を最優先に、女川原子力発電所1号機の廃止措置に取り組んでまいります。

以上

(別紙)

女川原子力発電所1号発電用原子炉廃止措置計画変更認可申請書の補正の概要

※1 女川原子力発電所1号機の廃止措置計画変更認可申請

「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の改正（2020年4月1日施行）に伴い、2020年9月4日に廃止措置計画変更認可申請書を提出して以降、原子力規制委員会による審査を受けている。

※2 安全協定第12条

乙は、原子炉施設及びこれと関連する施設等を新增設しようとするとき又は変更しようとするときは、事前に甲に協議し、了解を得るものとする。

(甲：宮城県及び女川町・石巻市、乙：東北電力株式会社)